

食の安心・安全審議会委員からの寄せられた意見とそれに対する考え方

ご意見	意見に対する考え方
<p>1 22年度重点的に実施すべき事項</p> <p>輸入食品の安全性(同意見 計4件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料自給率が低い現状では輸入品に頼るしかなく、安全なものを提供してもらいたいため検査は必要 ・引き続き消費者の関心が高い事項である。 ・中国製原料に対する世間の目は厳しい。 ・違法な残留農薬の可能性が高いと思われるため。 	<p>輸入食品については、検体数を20年度131検体から21年度230検体に増加しています。今後もこの検体数を維持します。</p> <p>輸入食品の安全性に対する消費者の関心が高い状況を踏まえ、検査の必要性を認識していますが、①国(検疫所)での検査体制が以前と比べ強化されている。②原産国における日本への輸出時の検査体制が整ってきている。③小売店等で扱われている加工品以外の輸入食品(素材食品)の量が減っており、収去時に検体が揃わない場合も生じている。</p> <p>以上から、輸入食品については検体数は変化させず、素材食品を減らし、加工品の割合を増やすこととします。</p>
<p>府内食品を重点的に(同意見 計2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入食品は、業者も日本の基準の厳しさに徐々に理解が進んでいる。 ・国においても検疫所で検査をしている。 ・むしろ府内食品の安全性を確認し、違反品を出さない取組が、府の安心・安全という行政施策に合う。 ・検査を実施することで、安心・安全の担保、質の向上が図られるとともに、府内産の食品に対する府民の信頼の確保につながる。 	<p>検体数を増加します。</p> <p>府内産の食品の収去検体数を増やし、府内産に対する府民の安心・安全、信頼性の確保につなげます。</p>
<p>これまで事件・事故としてとりあげられたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米・冷凍餃子は消費者の記憶に新しく、済んだことではない(事故米及び米由来の清酒・焼酎・米菓等のメタミドホス、アフラトキシン等検査を希望)。済んだことなら理由を付けて公開して欲しい。 	<p>冷凍餃子事件を受け、20年度から輸入加工食品の収去検査を実施してきましたが、今後も継続して実施します。</p> <p>また、事故米の不適正な流通については、全国の自治体で当該品全ての流通実態、確認検査が行われました。再び同様の事件が発生しないようにするため、国は事故米の輸入国等への返却や米トレスパビリティ法の制定などの対策を取っています。なお、事故米事件の全体像、検査結果、今後の取組については、農林水産省が公表しています。</p>
<p>いわゆる健康食品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何が不安なのかもわからない。 	<p>健康食品と称するものの中には、効能効果をうたったり、医薬品成分が加えられているものなどがありますが、これらは無承認無許可医薬品であり、個人の勝手な判断で使用すると、健康被害を生じる恐れがあります。</p> <p>このため、販売業者への立入調査や、インターネット販売等の監視を一層強化していきます。</p>
<p>道の駅などの農水産物加工食品(同意見 計2件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・爆発的に広がっている。 ・顔が見える関係、地産地消として、消費者も期待。予防的に検査し、安全を担保することで生産者も学習になり、消費者も安心して利用できる。 ・安心・安全な生鮮食料品の供給を促進するため。 	<p>道の駅等直売所の農産物については、21年度～23年度の3年間の予定で、農産課が残留農薬分析を実施します。(分析は民間登録検査機関に委託 21年度予定数:33検体)</p> <p>直売所に対しては農産改良普及センターが重点的に指導を行っており、また、大きな直売所には、農薬適正使用のリーダーとなる農薬管理指導士の設置を進めています。</p> <p>なお、道の駅で販売される農水産加工食品については、夏期一斉(7～9月)・年末一斉(12月)監視指導強化時において、拠点保健所が取り組む検査対象食品とし、細菌検査を行います。</p>
<p>「京野菜」も検査結果の品目で確認できるように</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の検査品目に京野菜と認識できるものがない。 ・京野菜の安全性をより一層アピールしたい。 	<p>過去において実施してきた検体の中には、京野菜も含んでいます。今後、京野菜について実施した場合は、報告に「賀茂なす」「万願寺とうがらし」等の表記を行っていきます。</p>
<p>2-1 新たに検査実施が必要な食品群</p> <p>加工度の高い輸入冷凍食品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の検査対象は、加工度の低い「素材商品」が多い。 ・加工度の高い「そうざい商品」に是非チャレンジしていただきたい。技術的な難点も多く存在し、自治体で取り組む課題としては相当に高度な要求になるが、国はじめ、動き出している自治体・企業もあると聞いている。 	<p>20年度より、輸入冷凍加工食品について、収去検査を実施しています。</p> <p>22年度はさらに、素材食品に加え加工度の高い食品の割合を高めます。</p>
<p>京ブランド製品(水産物では丹後とり貝、農産物は京野菜)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とり貝-安全性の検証が必要 	<p>丹後とり貝については、漁業協同組合で、貝毒(下痢性、麻痺性)、ウイルス等の自主検査を実施してから出荷されています。(検査結果は、府農林水産部研究普及ブランド課にも報告があり、食品衛生法の規格基準違反品については、出荷されません。)</p> <p>このような現状から、丹後とり貝を優先的に検査する品目とはしていません。</p>
<p>(偽装表示が昨年問題となった)たけのこ・お茶など(輸入・京都産・自家製のものを含む)</p>	<p>お茶については、毎年、収去対象としています(10検体)。</p> <p>たけのこについては、通常農薬を使用しておらず、残留農薬の検査は不要と考えられます。</p> <p>なお、産地分析が可能な品目については、食品表示パトロールで必要に応じ実施します。</p>

輸入果実	取去対象となる輸入食品の中に、輸入果実を追加します。
レトルト食品、調理済み加工品の検体数を増加させる ・身近な食品群を中心に検査をしてほしい。 ・最近レトルトや調理済み加工品の購入者が増加している。	22年度、レトルト食品、調理済み加工品の検体数を増加させました。
ペットボトル入り飲用水、ミネラル水などの規格基準 ・近年これらの利用が増加 ・水の供給源も多様化	これら食品の規格基準を検査するには、検査機器の整備が必要となることから、今後、体制整備を図り、実施を目指します。
2-2 検査検体数割合の見直しが必要な食品群 加工食品(冷凍を含む) ・表示を見ても添加物が多すぎて、不安。(できる限り検体数を増やして欲しい) 食品添加物の検体数を増やす(73→100)	輸入冷凍加工品については、20年度から実施していますが、レトルト食品等国産の加工品についても取去対象として、検体数を増加します。(73→98)
組み換え遺伝子の検体数を増やす(同意見 計2件) ・遺伝子組み換え食品に対する国民(府民)の理解が不十分で、不安に感じている人が多い。 ・検査割合を増やし問題がなければ、不安が払拭され、理解が進む。 ・大豆、大豆加工品が多い京都府で、現状数では少ない。	遺伝子組換え食品については、とうもろこし、大豆で15検体を実施していますが、今後は、大豆を重点的に行うこととします。
3 新たに検査実施が必要な検査項目	
重金属、特に米のカドミウム検査 ・大阪府、兵庫県では自治体検査をしている。京都産米のブランド化を志向するのであれば、検証を行っておく必要がある。	鉱山跡地等過去の調査でカドミウム濃度が高いことが判明している地域については、農林水産部がそこで収穫される米を対象に、毎年、収穫前にカドミウム調査を実施しています。
輸入果実について、食品添加物だけでなく、残留農薬検査も実施されたい。	(上述)
放射能検査 ・京都市衛生公害研究所では、やっている。	チェリノブイリ原発事故後、検査所がヨーロッパから輸入される「トナカイ肉」「きのこ及びその乾燥品」については、全ロット検査を、「ビーフエキス」「ハーブ及びその乾燥品」についてはモニタリング検査を実施しています(これらの食品は放射性物質の移行性が高いことが報告されているため)。国及び他の自治体での検査結果では、平成13年以降、国が定める基準値を超えたものはありません。上記の現状から、放射能を優先的に検査する項目とは考えにくいと思われます。
カンピロバクターを追加して欲しい ・新聞等で見聞きすると食中毒事件で、カンピロバクターが原因のものが多い。	食中毒菌の取去検査については、計画的な通常検査ではなく、緊急検査で実施しています。また、市販されている鶏肉等において、高頻度でカンピロバクターが検出されることが判明しています。飲食店はじめ府民に、これらの衛生的な取扱い、十分な加熱等を食中毒予防に対する啓発を行っています。
アフラトキシン ・汚染ピーナッツ類が、輸入、流通しやすい。 ・確実に肝ガンを引き起こす事が報告されているから。	アフラトキシンは猛毒であるため、その検査については特別な施設設備が必要となり、現在の設備では対応できません。今後、研究所の施設改修等と併せて検討する必要があります。
4 その他	
給食食材、ベビーフード原材料が検査対象になっているのはとても良い。子ども達が食べて安全な食品をみきわめることを念頭に選んで欲しい。	引き続き実施していきます。
国、近隣自治体及び京都市との「食品等の検査計画」についてすり合わせ・調整・分担がどの程度行われているか知りたい。「連携性」と「独自性」の双方の視点が必要と思われる。	あくまでも京都府内で多く流通、消費され、府民の関心が高い食品を取去検査することが重要と考えていますが、自治体間で検査状況を情報交換するなど、引き続き連携に向けた取組を呼びかけていきます。なお、生鮮食品等の検査は引き続き実施します。
京都市と連携して十分な検査をされ、生鮮食料品等の安全性の確保に努めていただきたい。	
・検査結果をわかりやすく解説したリーフレットを毎年作成して欲しい。 ・伝われば、検査が生きる。	検査結果の公表については、府民によりわかりやすくする工夫を検討します。その一つとして、検査結果を今より頻度を増やしホームページでお知らせするとともに、保健所等で印刷物での情報提供を行うこととします。

平成22年度食品等の収去検査計画素案の要点について

《審議会委員意見》

◆22年度計画に反映するもの

- ・府内農産物の残留農薬検査検体数を増加（80→140） ア
- ・加工度の高い輸入食品の検体数を増加（10→20） イ
- ・レトルト食品、調理済加工品の検体数を増加（10→20） ウ
- ・輸入果実を検査対象に追加（0→20） エ
- ・食品添加物に関する検体数を増加（73→98） オ
- ・組換え遺伝子食品（大豆）の検体数を増加（5→10） カ

◆22年度計画以降の検査実施に向け検討を要するもの

- ・ペットボトル入り飲用水、ミネラル水の規格基準検査の実施（検査機器の整備）
- ・アフラトキシン検査の実施（検査施設の整備）

◆現時点では、優先的に検査実施を行わないもの（その理由）

- ・丹後とり貝の検査（漁業協同組合で自主検査を実施され、食品衛生法の規格基準違反品については、出荷されていない。その結果は府農林水産部に報告されている。）
- ・米のカドミウム検査（カドミウム濃度が高い土壌で収穫される米を対象に、農林水産部が調査を実施しているため。）
- ・食品の放射能検査（チェリノブイリ原発事故後、検疫での検査が実施されており、13年度以降、全国で基準値超過事例がない。）

◆その他

- ・道の駅等で販売されている農水産物加工食品の細菌検査等については、拠点保健所が取り組む夏期一斉（7～9月）・年末一斉（12月）監視指導時の検査対象として追加
- ・京野菜については、これまでも検体に含まれていたが、今後、検査した場合は、報告に「賀茂なす」「万願寺とうがらし」等を表記

《保健所・保健環境研究所等意見》

◆検体の確保が困難であり、また、これまでの実績で違反がないため、検体数を減らしても良いと判断したもの キ

- ・液卵等（20→10）
- ・魚肉練り製品（10→5）
- ・紙製容器（30→15）

◆検査項目を変更したもの ク

- ・イワガキ（ノロウイルス 4 →麻痺性貝毒 4）

（これまでの収去検査でイワガキからはノロウイルスは検出されず、一方、地球温暖化による水温分布の変化に伴い貝毒発生地域が年々変位していることから、検査項目を「ノロウイルス」から「麻痺性貝毒」に変更）

◆新たに検査を実施するもの ケ

- ・生ハム・ナチュラルチーズ（輸入）のリステリア菌（0→10）

（国内での食中毒発生は報告されていないが、重症化することがあり、致死率が高い食中毒菌であること、検疫所実施の検査、他自治体による検査で未だ検出事例が多いことから、今回から実施）

- ・加工食品（輸入）のTBHQ（0→10）

（国内で使用が認められていない食品添加物で、違反事例が多く見られるため、今回から実施）

◆各種意見と検査能力から調整したもの コ

- ・輸入食品の検体数、検査項目の見直し

検体数の増加 リステリア菌（0→10）、保存料（0→5）、
発色剤（0→5）、防かび剤（0→20）、
TBHQ（0→10）

検体数の減少 残留農薬（70→60）、内分泌攪乱物質等（60→40）、
細菌数等（30→10）

